

介護保険

【介護特約付健康長期保険】
 ●新規加入の方のみお申込みください。
 ※変更などがある方は、パナソニック保険サービス株式会社までご連絡ください。

病気やケガによる、長期の介護費用を終身で補償する保険です。
 ご自身・配偶者が要介護状態になった場合の補償です。

【保険期間】
 2014年8月1日
 午前0時から終身
 保険料の払込方法:2014年10月
 から毎月給与控除されます。

お知らせ

本介護保険につきましては、今年度の一斉募集をもちまして、販売が終了となります。
 翌年度につきましては、次年度の制度説明書にてご案内させていただきます。
 なお、今年度ご加入いただいた場合も含め、現在ご加入いただいております介護保険につきましても、保険期間は終身となりますので翌年度以降も補償は継続します。

「介護保険」の特色

- 1.終身補償
- 2.公的介護保険連動型
- 3.公的介護保険対象外の方も補償
- 4.保険金のお支払い対象である所定の要介護状態が継続して30日を超える場合、「1日目」にさかのぼってお支払い
- 5.要介護状態が続く限り、保険料の払込みを免除
 (要介護3～5、または所定の要介護状態)



★公的介護保険連動型です。
 ★万一途中で解約・失効(死亡)した場合でも所定の返れい金をお支払いします。
 ★未加入の方は是非ともご加入のご検討をお願いします。

介護するご家族の負担軽減のためには「介護保険」が必要不可欠です。

いま、なぜ「介護保険」か

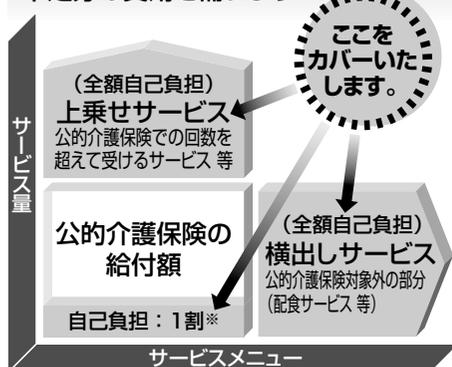
- 1.高齢化による要介護者の急増および要介護期間の長期化。
 日本の高齢化は急速に進んでおり、要介護者が急増するとともに、要介護期間も長期にわたり、介護に要するご家族の負担は非常に大きなものとなってきています。(資料1、資料2をご覧ください。)
- 2.介護には相当な時間を要し、介護する方も高齢化。
 要介護3以上の場合、介護に要する時間は増加します。また、高齢化とともに「介護をする方」も高齢化しており、介護するご家族に大きな負担がかかります。(資料3、資料4をご覧ください。)
- 3.公的介護保険の活用へ備えて。
 公的介護保険は、2000年4月よりスタートしておりますが、「年齢によっては対象にならない」「利用料の1割*は自己負担」「利用額に上限がある」など、公的介護保険を利用して自己負担があります。(資料5をご覧ください。)

今回募集の「介護保険」は公的介護保険のここを補います。

65才未満の要介護状態もカバー

対象	公的介護保険	今回募集の「介護保険」
第1号被保険者 65才以上	○	○
第2号被保険者 40才～64才	△ ※老化に伴う特定疾病(16種類)を原因とする場合のみ。	○ ※老化以外の疾病、交通事故等も対象
39才以下	×	○
給付の要件	軽度の要介護状態(要支援)から対象	要介護3以上、またはそれに準ずる状態が対象(要支援2・要介護1～2、またはそれに準ずる状態の場合は軽度介護一時金をお支払い)

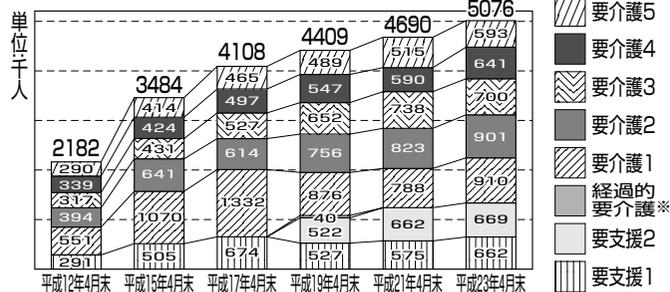
公的介護で補償されない不足分の費用を補います



*1割の自己負担額が世帯合計で、所得に応じて定められた上限額*を超えた場合、超えた額が申請により「高額介護(予防)サービス費」として支給されます。
 *15,000円～37,200円/月

資料1 要介護度別認定者数の推移

要介護認定者は大幅に増加しています。



※平成18年4月1日より前に既に「要支援」と認定されていた人は、当該指定の有効期間内(満了日が平成18年4月末日～平成19年2月末日)は「経過的要介護」として介護給付の対象とされてきました。

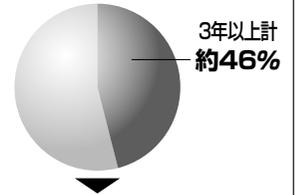
65才以上の6人に1人は要介護認定を受けられています。

厚生労働省「介護保険事業状況報告 2011年4月末現在」
 総務省「人口推計(2009年4月)」

資料2 介護は長期戦

介護の期間は約半数が3年以上です。

一日中ベッド上で過ごし、介助を要する方の介護期間

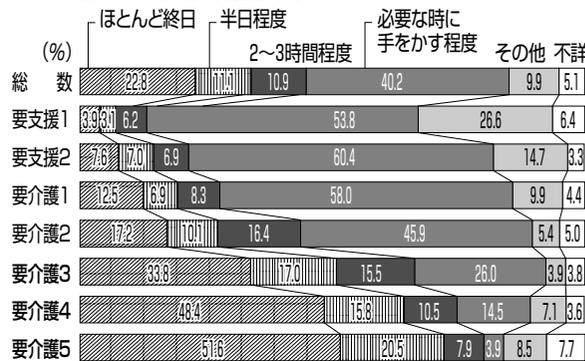


介護は長引く可能性があります。

厚生労働省 2010年「国民生活基礎調査」

資料3 主な介護者の介護時間

要介護者等の要介護度別にみた同居している主な介護者の介護時間別構成割合

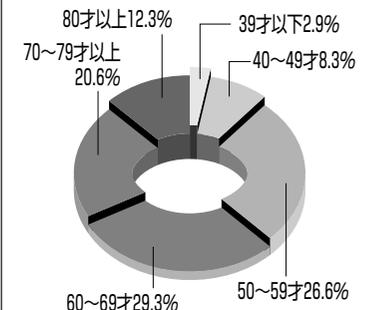


注:「総数」には、要介護度不詳を含む

厚生労働省「国民生活基礎調査(2010年)」

資料4 介護者の年齢

「介護をする方」も高齢化し、3人に1人が70才以上となっています。しかも介護者は、同居の家族が約8割を占めています。



厚生労働省「国民生活基礎調査(2010年)」

資料5 介護報酬(事業者を支払われる額)の例

介護サービスにかかる費用は、ご利用の地域やサービス内容、施設の種類等によっても異なりますので目安としてご覧ください。

1.施設で介護サービスを受ける例(施設サービス)

施設サービスにおける介護報酬(要介護5の場合、1か月31日で計算)

①特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	ユニット型個室	29.2万円/月
②介護老人保健施設	相部屋	31.1万円/月
③介護療養型医療施設	相部屋	40.6万円/月

(注)左記費用はあくまで目安であり、ご利用の地域やサービス内容、施設の種類等によっても異なります。
 2012年4月現在:1単位=10円で計算

2.自宅で介護サービスを受ける例(居宅サービス)

例85才男性・要介護3 Aさんの場合

2012年4月現在:1単位=10円で計算

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護① 配食	訪問介護① 配食	通所介護	訪問介護① 配食	訪問介護① 配食	訪問看護 訪問リハビリ	訪問入浴介護
午後	訪問介護② 配食	訪問介護② 配食		訪問介護② 配食	訪問介護② 配食	訪問介護②	訪問介護②

- 福祉用具として車椅子、特殊寝台、マットレスの貸与あり。
- 訪問介護①は掃除、洗濯など主に家事の援助、訪問介護②は食事、排泄、入浴など主に身体の援助を行うサービスです。

要介護3の方が、下記介護サービスを受ける場合の自己負担額は、毎月48,810円となります。

公的介護保険の対象となるサービス	
●訪問介護①(生活援助中心) 20分以上45分未満	1,900円 週4回 30,400円
●訪問介護②(身体介護中心) 30分以上1時間未満	4,020円 週6回 96,480円
●通所介護 7時間以上9時間未満で入浴介助付き	9,870円 週1回 39,480円
●訪問看護 30分以上1時間未満(診療所より)	5,500円 週1回 22,000円
●訪問リハビリ	3,050円 週1回 12,200円
●訪問入浴介護	12,500円 週1回 50,000円
●福祉用具(1か月契約レンタル)一式	23,000円
介護サービスの利用合計②	273,560円
要介護3の利用限度額(①)(1ヵ月)	267,500円
自己負担(1割)* (①×10%)	26,750円 ④
利用限度額超過分(②-①)	6,060円 ⑤

公的介護保険の対象外のサービス(利用者が全額自己負担)	
●配食サービス	500円 週8回 16,000円 ⑥

1ヵ月の自己負担合計額④+⑤+⑥	48,810円
*1割の自己負担額が世帯合計で、所得に応じて定められた上限額*を超えた場合、超えた額が申請により「高額介護(予防)サービス費」として支給されます。*15,000円~37,200円/月	

■募集要領

■加入資格者

パナソニック株式会社およびパナソニック株式会社の関係会社の従業員本人

■被保険者(補償の対象者)

パナソニック株式会社およびパナソニック株式会社の関係会社の従業員本人およびその配偶者(2014年8月1日現在満20才以上60才未満く1954年8月2日以降1994年8月1日以前生まれ)

新規加入の方のみお申込みください。既にご加入の場合は申込書のご提出は不要です。

*変更などがある方は、パナソニック保険サービス株式会社までご連絡ください。

■保険期間

2014年8月1日(午前0時)~終身

■保険料の払込方法

2014年10月から毎月給与と控除されます。(払済年齢が61才以上の方は、定年時に払込方法、保険料が変わります。具体的な手続きは、定年時にパナソニック保険サービス株式会社からご案内いたします。)

<税法上の取扱い>(平成26年2月現在)

- お支払いいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1) 一部の特約等、保険料控除の対象とならない保険料もあります。
(注2) なお、上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■公的介護保険制度の改正等の場合

保険金のお支払い要件を公的介護保険と連動させておりますので、保険期間の途中において公的介護保険制度の改正等が行われた場合には、保険契約の内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
<詳細は、「その他のご説明」(10ページ)を参照ください。>

■保険金お支払い要件(概要)

詳細は、重要事項のご説明(5~9ページ)をご参照ください。

①介護基本保険金

次のA、Bをいずれも満たす場合に保険金をお支払いいたします。

		A	B
65才以上の方		公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けていること	要介護3以上の状態が公的介護保険制度に基づく認定の効力が発生した日から30日を超えて継続していること
40~64才の方	老化に伴う特定疾病の場合	医師の診断に基づき保険会社が要介護状態と判定していること	要介護状態と医師が診断した日からその状態が30日を超えて継続していること
	その他の場合		
39才以下の方			

②軽度介護一時金

次のA、Bをいずれも満たす場合に保険期間を通じて1回保険金をお支払いいたします。
(介護基本保険金、介護一時金をお支払いした場合を除く)

		A	B
65才以上の方		公的介護保険制度に基づく要支援2、要介護1または2の認定を受けていること	要支援2、要介護1または2の状態が公的介護保険制度に基づく認定の効力が発生した日から30日を超えて継続していること
40~64才の方	老化に伴う特定疾病の場合	医師の診断に基づき保険会社が軽度要介護状態と判定していること	軽度要介護状態と医師が診断した日からその状態が30日を超えて継続していること
	その他の場合		
39才以下の方			

■保険金はこんな場合に支払われました

★28才男性(製造社員) 交通事故で脊椎を損傷し、寝たきりとなる。 	★53才男性(営業社員) 夜遅くまで仕事をした後、睡眠中に脳出血となり、寝たきりとなる。 	★37才女性(事務社員) 自宅で入浴中、クモ膜下出血で倒れ、寝たきりとなる。 	★46才男性(生産技術社員) 工作中、工事現場で資材が落下。背中を強打し、寝たきりとなる。 
--	---	---	--

■保険金をお支払いしない主な場合

下記の理由によって、要介護状態などの保険金支払事由が生じた場合は、お支払いの対象となりません。

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- 戦争・暴動および核燃料物質・放射能による事故
- 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
- 自動車等の無資格運転または酒気帯び運転等
- 麻薬・あへん・大麻または覚せい剤等の使用
- アルコール依存・薬物依存または薬物乱用等
- 先天性異常

【ご注意】

保険責任の始期(補償の開始時期)*1より前に発病した病気(発病時期は医師の診断*2によります。)または発生した事故によるケガによって保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがないときについても保険金をお支払いしません。ただし、保険責任の始期(補償の開始時期)*1から2年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いすることがあります。

*1 保険料をお払込みいただけなかったことにより、失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。

*2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

■公的介護保険における要介護度の目安

要介護度	心身の状態(目安)	
要支援1	生活の一部について社会的支援を要する状態	排泄や食事はほとんど自分でできるが、身の回りのことの一部に何らかの介助が必要な場合がある。状態の維持・改善の可能性が高い方。
要支援2	生活の一部について部分的な介護を必要とする状態	排泄や食事はほとんど自分でできるが、身の回りのことや複雑な動作には介助が必要。状態の維持・改善の可能性が高い方。
要介護1	軽度の介護を要する状態	排泄や食事に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられる。
要介護2	中程度の介護を要する状態	排泄や食事に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などが1人でできない。衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解力の低下がみられる。
要介護3	重度の介護を要する状態	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持が1人ではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解力の低下がみられることがある。
要介護4	最重度の介護を要する状態	排泄や食事が1人でできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。多くの問題行動や理解力の低下がみられ、意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

※上記の状態はあくまで目安であり、実際の認定とは異なる場合があります。

■ご加入お手続きについて

手続きステップ1

ご加入希望の方は「**介護保険加入依頼票**」に必要事項をご記入のうえご提出、またはEPOCH入力ください。その際に現在の健康状況について確認させていただきます。
※現在の健康状況についての質問に「はい」と答えられた方は新規の加入ができませんので予めご了承ください。

手続きステップ2

加入依頼票をご提出、またはEPOCH入力いただいた方に、その内容に基づき、「保険申込書」(自署要)を別途ご案内いたします。

■お支払いする保険金 詳細は、重要事項のご説明(契約概要のご説明)をご参照ください。

要介護状態	お支払いする保険金		用途例
公的介護保険制度に基づく要介護3～5またはそれに準ずる状態	介護基本保険金	支払対象期間*1日につき、各コース記載の『介護基本保険金額(年額)』÷365をお支払い。 (所定の要介護状態が続く限りお支払いします。)	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護人の雇入れ費用、入浴サービス費用 ◆紙おむつ等の介護用品の購入費用 ◆病院に対して支払った費用 医療費の自己負担部分、差額ベッド代 など ◆公的介護の保険の自己負担部分
	介護一時金	各コース記載の『介護一時金額』の全額をお支払い。 (ただし保険期間を通じて1回に限りです。)	<ul style="list-style-type: none"> ◆初期にかかる費用 介護を行うための専門書購入費用 福祉用具の購入費用 (介護用車いす、介護ベッド) 介護実技研修への参加費用 など ◆住宅改造費用 トイレの手すり取り付け工事費用 など
公的介護保険制度に基づく要支援2、要介護1～2またはそれに準ずる状態	軽度介護一時金	各コース記載の『軽度介護一時金額』の全額をお支払い。 (ただし保険期間を通じて1回に限りです。)	

※公的介護保険制度に基づく要介護の認定の効力が発生した日、または医師の診断日を1日目として計算します。

■ご加入にあたってのご注意

1. 保険料の見方: 対象者の年齢は、補償対象となる方の満年齢を表示しています。
(2014年8月1日時点の満年齢でご確認ください。)
2. コースの選択: お支払いする保険金の種類は全コース同じです。ご希望の保険金額を4つのコースからお選びください。
(4ページ記載以外のコースをご希望の方は、パナソニック保険サービス株式会社にご相談ください。)
3. 健康状況告知: ご加入に際して、「健康状況告知欄」への回答(告知)が必要です。医師の診査は必要はありません。

ご不明な点については
なんなりと
ご相談ください。



■保険金額と保険料

お支払いの対象となる要介護状態	お支払いする保険金	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
公的介護保険制度に基づく 要介護3～5またはそれに準ずる状態	介護基本保険金	24万円/年 (平均月額2万円)	48万円/年 (平均月額4万円)	72万円/年 (平均月額6万円)	120万円/年 (平均月額10万円)
	介護一時金	10万円	30万円	50万円	100万円
公的介護保険制度に基づく 要支援2、要介護1～2 またはそれに準ずる状態	軽度介護一時金	30万円			

保険料 (円/月額)	加入年齢	払済年齢	払込期間	Aコース		Bコース		Cコース		Dコース	
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	20才	60才	40年	720	1,200	1,380	2,260	2,040	3,330	3,410	5,520
	21	60	39	740	1,250	1,430	2,360	2,110	3,470	3,530	5,750
	22	60	38	760	1,290	1,480	2,450	2,190	3,600	3,660	5,980
	23	60	37	800	1,350	1,540	2,550	2,280	3,760	3,800	6,240
	24	60	36	830	1,420	1,600	2,680	2,370	3,940	3,960	6,520
	25	60	35	860	1,480	1,660	2,800	2,460	4,110	4,110	6,810
	26	60	34	900	1,550	1,730	2,920	2,560	4,300	4,280	7,130
	27	60	33	940	1,620	1,800	3,060	2,670	4,500	4,460	7,460
	28	60	32	980	1,690	1,880	3,200	2,790	4,710	4,660	7,810
	29	60	31	1,030	1,780	1,970	3,360	2,910	4,950	4,870	8,200
	30	60	30	1,080	1,880	2,060	3,540	3,050	5,200	5,100	8,620
	31	60	29	1,120	1,970	2,150	3,710	3,190	5,460	5,330	9,060
	32	60	28	1,180	2,070	2,260	3,910	3,350	5,750	5,600	9,540
	33	60	27	1,240	2,190	2,380	4,130	3,520	6,070	5,880	10,060
	34	60	26	1,310	2,310	2,510	4,360	3,710	6,400	6,200	10,620
	35	60	25	1,380	2,440	2,650	4,600	3,910	6,770	6,540	11,220
	36	60	24	1,460	2,590	2,800	4,880	4,130	7,170	6,910	11,890
	37	60	23	1,540	2,750	2,960	5,180	4,370	7,610	7,310	12,620
	38	60	22	1,640	2,920	3,140	5,510	4,640	8,090	7,760	13,410
	39	60	21	1,750	3,110	3,340	5,860	4,940	8,620	8,250	14,290
	40	60	20	1,850	3,330	3,550	6,270	5,250	9,210	8,780	15,260
	41	61	20	* 1,900	* 3,400	* 3,640	* 6,400	* 5,370	* 9,410	* 8,980	*15,600
	42	62	20	* 1,940	* 3,470	* 3,720	* 6,550	* 5,500	* 9,620	* 9,190	*15,950
	43	63	20	* 1,990	* 3,560	* 3,810	* 6,710	* 5,630	* 9,850	* 9,400	*16,330
	44	64	20	* 2,040	* 3,640	* 3,900	* 6,860	* 5,760	*10,080	* 9,630	*16,710
	45	65	20	* 2,080	* 3,730	* 3,990	* 7,030	* 5,890	*10,320	* 9,850	*17,110
	46	66	20	* 2,130	* 3,810	* 4,090	* 7,190	* 6,040	*10,560	*10,100	*17,510
	47	67	20	* 2,190	* 3,910	* 4,190	* 7,370	* 6,190	*10,820	*10,350	*17,940
	48	68	20	* 2,250	* 4,010	* 4,300	* 7,550	* 6,350	*11,090	*10,610	*18,390
	49	69	20	* 2,310	* 4,100	* 4,410	* 7,730	* 6,520	*11,360	*10,890	*18,840
	50	70	20	* 2,370	* 4,210	* 4,530	* 7,930	* 6,690	*11,650	*11,180	*19,320
	51	71	20	* 2,430	* 4,310	* 4,640	* 8,130	* 6,860	*11,940	*11,470	*19,790
	52	72	20	* 2,490	* 4,420	* 4,770	* 8,330	* 7,040	*12,240	*11,770	*20,290
	53	73	20	* 2,560	* 4,540	* 4,890	* 8,540	* 7,230	*12,550	*12,090	*20,800
	54	74	20	* 2,640	* 4,650	* 5,040	* 8,770	* 7,440	*12,880	*12,430	*21,350
	55	75	20	* 2,710	* 4,790	* 5,180	* 9,010	* 7,650	*13,230	*12,790	*21,930
	56	75	19	* 2,900	* 5,130	* 5,540	* 9,650	* 8,180	*14,160	*13,670	*23,470
	57	75	18	* 3,110	* 5,510	* 5,940	*10,360	* 8,770	*15,210	*14,650	*25,200
	58	75	17	* 3,340	* 5,920	* 6,380	*11,140	* 9,420	*16,360	*15,740	*27,120
	59	75	16	* 3,600	* 6,400	* 6,870	*12,040	*10,150	*17,670	*16,960	*29,290

*払済年齢が61才以上の方は、定年時に払込方法、保険料が変わります。(具体的な手続きは、定年時にパナソニック保険サービス株式会社からご案内いたします。)



Q1 保険料払込期間の途中で、退職や定年を迎えた場合はどのようになりますか？

- A1 ●ご退職の時点で保険料の払込みが残っている以下のような方は払込方法の変更手続きが必要になります。
- ①41才以上でご加入の方
 - ②早期にご退職の方
 - ③配偶者のご契約の場合(ご定年・ご退職時点で配偶者の保険料払込みが残っている場合)など
- 保険年度内の未払込みの分割保険料を一括でお払込みいただき、翌保険年度から保険料・払込方法を変更する等のお手続きが必要となります。
- 具体的な手続きは、ご定年時、ご退職時にパナソニック保険サービス株式会社からご案内いたします。

Q2 公的介護保険の対象とならない65才未満での老化以外の原因による要介護状態も対象となりますか？

- A2 はい。原因を問わず、65才未満でも補償の対象となります。

Q3 公的介護保険制度の対象とならない場合には、「要介護状態」の判定は誰がするのですか？

- A3 医師の診断に基づき保険会社により判定されます。したがって、保険金の請求をされる場合、最初に「要介護状態」となったとき、入院や診療をされた病院に証明書の発行を依頼することになります。

Q4 保険料払込みの途中で「要介護状態」になった場合はどうなりますか？

- A4 万一、介護基本保険金または介護一時金を支払うべき「要介護状態」になった場合、その状態が続く限り、保険料を払込みいただく必要はありません。

Q5 生命保険や傷害保険に加入していれば大丈夫でしょうか？

- A5 ●生命保険や傷害保険では、死亡・入院などを費用面で補償していますが、入院の補償日数が短く生命保険では通常120日、傷害保険でも180日が限度です。

●長期にわたる介護に対して終身補償される介護保険のバックアップが強い味方になります。

Q6 要介護3以上の認定がなされた場合には、軽度介護一時金は支払われないのですか？

- A6 はい。一旦要介護3以上で介護基本保険金や介護一時金が支払われた後は、軽度介護一時金は支払われません。(この場合、軽度介護一時金支払特約の終了に伴う返れい金をお支払いします。)

Q7 万一、都合により解約をしなければならなくなった場合には、返れい金がありますか？

- A7 はい、所定の解約返れい金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いしている場合など、返れい金をお支払いできない場合や未払込みの分割保険料を請求させていただく場合があります。また、この商品は、解約返れい金を一定水準に抑えることで保険料の低廉化をはかる低解約返れい金タイプの商品ですので、解約返れい金は、お払込みいただいた保険料の合計より大幅に少なくなります。これは被保険者ご本人が亡くなった場合の返れい金等についても同様です。

Q8 既に加入している介護保険についても、今回の内容に変更されるのでしょうか？

- A8 いいえ、既にご加入いただいている契約の補償内容は変更されません。ご不明な点等がある場合には、パナソニック保険サービス株式会社へお問い合わせください。

Q9 「要介護状態」になった場合、家族が保険金を請求できますか？

- A9 要介護状態となり保険金を請求できない事情がある場合には、配偶者等、三井住友海上が定める条件を満たした方が保険金を請求できます。詳しくは「その他のご説明 3.(4)代理請求人制度」(10ページ)をご覧ください。

Q10 海外での事故等で「要介護状態」となった場合、保険金は支払われますか？

- A10 はい。お支払いの対象となります。ただ、保険金の支払要件を満たすかどうかの確認等、日本での請求手続きに比べ時間や手間がかかります。

契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が所定の要介護状態*となった場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方は次のとおりです。*詳細は(2)★1【要介護状態】をご参照ください。

被保険者としてご加入いただける方	始期日時点で三井住友海上の定める範囲内の年齢(注)の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
------------------	--

(注) 始期日における満年齢となります（なお、ご契約後の年齢は、始期日の満年齢に始期日の年単位の応当日ごとに1才を加えて計算します。）。

(2)補償内容

主な保険金について「保険金をお支払いする場合」は次のとおりです（その他の保険金はその他のご説明の「6.主な保険金・特約一覧」（10～11ページ）をご参照ください。）。保険金をお支払いしない主な場合については、注意喚起情報のご説明の「4.保険金をお支払いしない主な場合」（8ページ）をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。ご不明な点についてはパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
介護基本保険金	要介護状態★1となって、その要介護状態が支払対象期間★2開始日からフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ただし、要介護状態のうち下記要介護状態Bに該当した場合で、要介護状態Bがフランチャイズ期間を超えて継続するまでに公的介護保険制度に基づく要介護2以下または要支援の認定の効力が生じた場合を除きます。	支払対象期間1日につき、（介護基本保険金年額÷365）*をお支払いします。 *円単位に切り上げ
介護一時金		介護一時金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて1回に限ります。

★1【要介護状態】とは次のいずれか（要介護状態Aまたは要介護状態B）に該当する状態をいいます。

- (1) 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態（要介護状態A）
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態（要介護状態B）。ただし、被保険者が公的介護保険制度の被保険者である場合に、正当な理由がなく要介護認定等の申請を行っていないときは要介護状態Bとしての取扱いには行いません。
 - ① 次のいずれかの行為の際に〈別表1〉に規定する状態であること
ア. 歩行 イ. 寝返り ウ. 立ち上がり エ. 入浴 オ. 排せつおよび食事
 - ② 次のいずれかの状態にあるため、他人の介護が必要であること
ア. 排せつまたは食事の際に〈別表2〉に規定する状態
イ. 認知症により〈別表3〉に規定する問題行動が2項目以上見られる状態

〈別表1〉

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
立ち上がり	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまってもいすやベッド、車いす等で膝がほぼ90度に屈曲して座っている状態から立ち上がることができない。
入浴	介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(注)ができない。 (注) 洗身 スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいいます。
排せつおよび食事	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(注)も全くすることができない状態であり、かつ自分では食事を全く摂取することができない。 (注) 排尿および排せつ後のいずれの後始末 身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為をいいます。

〈別表2〉

排せつ	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(注)をすることができない。ただし、自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合でも、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含みます。 (注) 排尿および排せつ後のいずれの後始末 身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為をいいます。
食事	自分では食事を摂取することができない(注)。 (注) 食事を摂取することができない 小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。

〈別表3〉

(1) ひどい物忘れがある。	(12) 目的もなく動き回ることがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。	(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言いつつ落ち着かないことがある。
(3) 物を盗られたなどと被害的になることがある。	(14) 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることもある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。	(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。	(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってこることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。	(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。	(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。	(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、口や物を使って周囲に不快な音をたてることがある。	(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。	(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。	

★2【支払対象期間】とは次の支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。

支払対象期間開始日	・要介護状態Aの場合は、公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定の効力が発生した日 ・要介護状態Bの場合は、その状態であることを医師が診断した日
支払対象期間終了日	次に掲げる日のうちいずれか早い日とします。 ・要介護状態Aに該当していた場合は、要介護状態Aではなくなった日 ・要介護状態Bに該当していた場合は、要介護状態Bではなくなった日または公的介護保険制度に基づく要介護2以下または要支援の認定の効力が生じた日 ・支払限度期間を設定した場合は、支払対象期間開始日から支払限度期間を経過した日

(3) セットできる主な特約およびその概要

セットできる主な特約は次のとおりです(その他の特約は、**その他のご説明**の「6.主な保険金・特約一覧」(10～11ページ)をご参照ください。)。なお、ご不明な点についてはパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。

特約名	特約の説明
軽度介護一時金支払特約(介護特約用)	軽度介護一時金支払特約では、介護基本保険金や介護一時金をお支払いする場合には該当しない、下記の場合に保険金をお支払いします。 次のいずれかの状態に該当し、その状態の開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて次のいずれかの状態が継続した場合に軽度介護一時金額の全額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて1回に限ります。 ①軽度要介護状態★3 ②要介護状態★1 ただし、フランチャイズ期間を超えて継続する日において②の場合は、介護基本保険金および介護一時金が支払われないことを確認できたとき*に限ります。 *要介護状態がそのフランチャイズ期間を超える前に回復したとき等

★3【軽度要介護状態】とは次のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 公的介護保険制度に基づく要支援2、要介護1または要介護2の認定を受けた状態(軽度要介護状態A)

(2) 次のいずれかに該当する状態。ただし、要介護状態に該当する場合を除きます。(軽度要介護状態B)

また、被保険者が公的介護保険制度の被保険者である場合に、正当な理由がなく要介護認定等の申請を行っていないときは軽度要介護状態Bとしての取扱いは行いません。

①入浴時、浴槽の縁をまたぐ際に、介護者が抱える、支える、手を貸す等の介助が必要な状態または入浴を行うことができない状態であり、次のいずれかに該当する状態

ア.寝返りをする際、ベッド柵、ひも、バーまたはサイドレール等につかまらなければならない状態
または他人の介護なしにはできない状態

イ.5m程度の歩行について、杖や歩行器等を使用するまたは壁を手で支えながらできない状態または何かにつかまっても支えられてもできない状態

②認知症により、〈別表3〉(5ページ)に規定する問題行動が4項目以上見られる状態

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、終身(被保険者が亡くなるまで)です。お客さまに実際にご契約いただく保険期間については、パンフレット「保険期間」(2ページ)および保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約いただく保険金額については、被保険者の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。なお、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご了承ください。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。お客さまに実際にご契約いただく保険金額については、「保険金額と保険料」(4ページ)および保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額、被保険者の年齢・性別、保険料払込期間等によって決定されます。お客さまに実際にご契約いただく保険料については、パンフレット「保険金額と保険料」(4ページ)および保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法等について

(1) 保険料の払込方法

本パンフレット(2ページ)をご参照ください。その他、分割払(年払)の保険料をご契約時に一括して払い込む方法(全期前納払)があります。

(2) 保険料払込期間*1

保険料払込期間*1は、5年以上の整数年で、かつ保険料払済年齢*2が85才以下の範囲で設定していただくことができます。

*1 保険料払込期間とは、(保険料払済年齢*2-始期日)における被保険者の年齢をいいます。

*2 保険料払済年齢とは、保険料のお払込みを行う最後の保険年度の翌保険年度の初日における被保険者の年齢をいいます。

全期前納払の場合は、保険料払込期間を10年間*とし、10年間の年払保険料をご契約時に一括してお払込みいただけます。

*保険証券にも表示します。

(3) 保険料払込免除

保険料払込期間中に被保険者が介護基本保険金または介護一時金を支払うべき要介護状態となった場合、支払対象期間開始日以降に到来するその保険年度の保険料払込期日に払い込むべき保険料を免除*します。その後の保険年度については、その保険年度の始期日当日において継続して要介護状態である場合に、その保険年度に払い込むべき保険料を免除します。

(注) 支払対象期間開始日からフランチャイズ期間を経過するまでの間に保険料払込期日が到来する保険料については、その保険料払込期日に保険料をお払込みいただけます。要介護状態が支払対象期間開始日からフランチャイズ期間を超えて継続した場合には、お払込みいただいたその保険料を返還します。

*全期前納払または保険期間の途中で将来の保険料を前納された場合は、前納された保険料のうち、保険料払込免除期間が開始する日以降に保険料払込期日が到来する部分に相当するとして計算した金額を返還します。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約・解除・失効等返れい金の有無

ご契約の解約・解除・失効等に際しては、返れい金をお支払いします。ただし、返れい金をお支払いしない場合もあります。また、解約日等までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料がある場合には、追加のご請求をさせていただくか、返れい金から差し引いてお支払いさせていただくことがあります。詳細は、**注意喚起情報のご説明**の「7.解約・解除・失効等返れい金」(8ページ)をご参照ください。

本保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 パナソニック保険サービス株式会社 職域商務グループ 制度保険チーム
本社住所 〒540-6202
大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階
TEL:06-6949-4573 FAX:06-6949-2477 7-619-2590
受付時間:平日 9:00～17:30
(土日・祝日、年末年始、夏季休暇はお休みとさせていただきます。)

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)
【受付時間】平日9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、保険金をお支払いする場合に該当されたら

保険金請求のご連絡は、パナソニック保険サービス株式会社または事故受付センターへ!
24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター 0120-258-189(無料)
事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、

一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 0570-022-808 (ナビダイヤル(有料)) 受付時間:平日 9:15~17:00
 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

注意喚起情報のご説明

- 保険契約者にとって不利益になる事項等、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき被保険者の方にも必ずご説明ください。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

(1)クーリングオフ

「保険契約者が個人」で、かつ「保険期間が1年超」の場合には、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。この保険は、長期にわたるご契約となりますので、お申込みに際しましては、十分に検討いただきますようお願いいたします。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 営業または事業のためのご契約 | <input type="checkbox"/> 第三者の担保に供されているご契約 |
| <input type="checkbox"/> 法人または社団・財団等が締結されたご契約 | <input type="checkbox"/> 「通信販売特約」に基づき申し込まれたご契約 |
| <input type="checkbox"/> 質権が設定されたご契約 | |

(2)お申し出いただける期間

ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。
 (注)既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

(3)お申出の方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に三井住友海上(お客さまデスク クーリングオフ係)あてに必ず郵送にて行ってください。

(注)パナソニック保険サービス株式会社・仲立人ではクーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

(4)クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既にお払いいただいた保険料はお返しいたします。また、三井住友海上およびパナソニック保険サービス株式会社・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、前記(2)のとおり、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、三井住友海上が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面(宛先)

郵便はがき
 〒100-8001
 東京都千代田区
 神田駿河台3-11-1
 三井住友海上駿河台新館
 三井住友海上火災保険
 株式会社
 お客さまデスク
 クーリングオフ 係

裏面(記載事項)

①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
 ②保険契約者住所
 ③保険契約者の署名
 ④電話番号
 ⑤契約申込日
 ⑥申し込まれた保険の種類
 ⑦証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
 ⑧取扱代理店名・仲立人名

2.告知義務等

(1)契約締結時における注意事項(告知義務-保険申込書記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります(パナソニック保険サービス株式会社に対して告知いただいた事項は、三井住友海上に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いしないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

『V-CARE』のご契約では次の事項について十分ご注意ください。

- ①被保険者の「生年月日」「年齢」「性別」
- ②被保険者の健康状況
- ③他の保険契約等に関する情報

【健康状況告知について】

●被保険者の健康状況に関する質問事項(健康状況告知質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、保険申込書の「健康状況告知欄」に、必ず被保険者ご自身がご記入のうえ、「ご署名」ください。

●健康状況告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

●故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金をお支払いしないことがあります(既に保険金をお支払いしている場合でも、保険金をお返しいただけます。)。ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係が存在しない場合は、保険金をお支払いします。

●ご契約をお引き受けした場合でも、保険責任の始期(補償の開始時期)*1より前に発病した病気(発病時期は医師の診断*2によります。)または発生した事故によるケガによって保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。ただし、保険責任の始期(補償の開始時期)*1から2年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いすることがあります。

*1 保険料をお払いみいただけなかったことにより失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。

*2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2)その他の注意事項

①他の保険契約等で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。

②保険金受取人については特約に定めるとおりであり、変更はできません。

③保険料の払込方法が団体扱・集団扱の場合で、団体または集団から脱退(ご退職等)されるときは、遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上へご通知ください。

④保険契約者の住所等を変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3.補償の開始時期

始期日の午前0時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料をお払いみいただけなかったことにより失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。保険期間が開始した後であっても、保険料をお払いみいただけなかったことにより保険契約が失効している間に保険金支払事由に該当していた場合、または保険金支払事由の原因が生じていた場合は保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

この保険では、次のいずれかに該当する事由により生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」に記載されておりますのでご確認ください。

介護基本保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ● 戦争・暴動および核燃料物質・放射能による事故 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ● 自動車等の無資格運転または酒気帯び運転等 ● 麻薬・あへん・大麻または覚せい剤等の使用 ● アルコール依存・薬物依存または薬物乱用 ● 先天性異常
介護一時金	等

【ご注意】

保険責任の始期(補償の開始時期)*1より前に発病した病気(発病時期は医師の診断*2によります。)または発生した事故によるケガによって保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いしません。このお取扱い、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。ただし、保険責任の始期(補償の開始時期)*1から2年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いすることがあります。

*1 保険料をお払込みいただけなかったことにより、失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。

*2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。

- ① 三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料を分割してお払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までにお払込みください。払込猶予期間(保険料払込期日の属する月の翌月末日まで)内に分割保険料のお払込みがない場合には、その払込猶予期間の満了日の翌日から保険契約は失効し、それ以降に保険金支払事由または保険金支払事由の原因が生じた場合は保険金をお支払いしません。団体扱、集団扱の場合は、あらかじめ団体・集団との間で定められた所定の期日、払込方式等によります。詳細は、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。
- (2) 保険契約が失効した場合でも、失効した日から3年以内であれば、所定の手続により、保険契約の復活を請求することができます。この場合には改めて健康状況告知書を提出していただきます。ただし、返れい金を請求された場合や健康状況によってはご契約の復活ができない場合があります。
- (3) 団体扱契約、集団扱契約については、脱退(ご退職等)されたり、定数割れ(団体扱、集団扱全体で三井住友海上の保険契約者数が10名未満となること)により集金契約が解除となった場合には、保険料および払込方法を変更させていただきます。その際には保険年度内の未払込みの分割保険料を一括でお払込みいただくことがあります。また、翌保険年度からの払込方法の変更手続が必要となります。詳細はパ

ナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。

7. 解約・解除・失効等返れい金

- (1) ご契約を解約される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上に速やかにお申出ください。お支払いする解約返れい金については(2)(3)をご確認ください。
- (2) 本保険には「低解約返還特約」がセットされており、「低解約返還期間(保険期間)」中の返れい金の額は、被保険者の年齢や未経過期間等により計算された金額*に低解約返還割合(30%)を乗じた金額となります(全期前納払のご契約の場合は、前納された年払契約の保険料のうち、解約日以降に保険料払込期日が到来する部分に相当する金額もあわせて返還します。)。したがって、解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。なお、この取扱いは解約だけでなく、保険契約の解除・失効等によりご契約が終了した場合も同様です。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。
*既にお払込みいただいた保険料のうち、将来の保険金等の支払いに充当するために積み立てられている金額をいいます。
- (3) 保険期間中に解約や解除、被保険者の死亡等により、ご契約が終了した場合、返れい金をお支払いします。ただし、次表の場合等、返れい金をお支払いしないことがあります。また、お払込みいただくべき保険料がある場合には、その保険料を請求させていただき、返れい金から差し引いてお支払いさせていただくことがあります。
なお、特約終了後に、これらの特約における保険金支払事由に該当した場合は、保険金をお支払いしません。

特約	返れい金をお支払いしない場合
介護特約 (介護基本保険金・ 介護一時金)	解約・解除・失効・被保険者の死亡等による契約の終了が、介護基本保険金の支払対象期間中である場合 (注)介護一時金のみセットしている契約で、介護一時金をお支払いした場合、介護特約は終了し、返れい金はお支払いしません。
軽度介護一時金支払特約 (軽度介護一時金)	● 軽度介護一時金をお支払いし、この特約が終了する場合

- (4) 支払限度期間を設定したご契約について、介護基本保険金・介護一時金を支払うべき要介護状態が、その要介護状態の支払対象期間開始日から支払限度期間を経過した日まで継続した場合においてもご契約は終了します。この場合、返れい金はお支払いしません。
- (5) 介護基本保険金をセットしていない契約において介護一時金をお支払いした場合、介護特約のほか、この契約にセットされた特約は支払対象期間開始日に遡及して終了します。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

〈経営破綻した場合等のご契約者の保護について〉(2014年2月現在)

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等、保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、三井住友海上が破綻した場合でも、保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回ることがあります。また、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。

9.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額等の契約内容変更をされるときには、不利益となる事項があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額等をされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお申込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返れい金は全くないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（介護特約付健康長期保険）をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況等によりご加入いただけない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険責任の始期前に保険金支払事由の原因が生じていた場合には保険金をお支払いしないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、一般的に現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が現在のご契約と異なる場合があります。

本保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 パナソニック保険サービス株式会社 職域商務グループ 制度保険チーム
本社住所 〒540-6202
大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階
TEL:06-6949-4573 FAX:06-6949-2477 7-619-2590
受付時間:平日 9:00~17:30
(土日・祝日、年末年始、夏季休暇はお休みとさせていただきます)

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277 (無料)
【受付時間】 平日9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、保険金をお支払いする場合に該当されたら

保険金請求のご連絡は、パナソニック保険サービス株式会社または事故受付センターへ！
24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター 0120-258-189 (無料)
事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 (ナビダイヤル(有料)) 受付時間:平日 9:15~17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。

1.ご契約時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のご説明のほかご注意いただきたいこと~

(1) 取扱代理店の権限

パナソニック保険サービス株式会社は、三井住友海上との委託契約に基づき、契約締結権および告知受領権を有しており、保険契約の締結・告知の受領・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、パナソニック保険サービス株式会社にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

(2) ご契約条件について

被保険者の年齢や健康状況等によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。

(3) 団体扱・集団扱契約

団体扱・集団扱でご契約いただく場合には、団体扱・集団扱特約をセットしていただきます。
〈団体扱でご契約される場合〉

■団体扱・集団扱特約をセットできるのは次の条件を満たす場合に限りです。

団体扱・集団扱特約をセットできる場合	
保険契約者	パナソニック株式会社およびパナソニック株式会社の関係会社に勤務し、その会社から毎月給与の支払いを受けている方
被保険者	①保険契約者 ②保険契約者の配偶者 ③「保険契約者または配偶者」の同居の親族 ④「保険契約者または配偶者」の別居の扶養親族 (2014年8月1日現在満20才以上60才未満(1954年8月2日以降1994年8月1日以前生まれ)) 新規加入の方のみお申込みください。既にご加入の場合は申込書のご提出は不要です。 ※変更などがある方は、パナソニック保険サービス株式会社までご連絡ください。

■なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。その際、保険年度内の未払込みの分割保険料を一括でお払込みいただくことがあります。また、翌保険年度からの払込方法の変更が必要となりますので、あらかじめご了承ください。退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までご連絡ください。

- 退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合
- 親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合
- 団体において三井住友海上で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と三井住友海上との間で締結している集金契約が解除される場合

2.ご契約後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のご説明のほかご注意いただきたいこと~

(1) 保険証券の確認・保管

お届けする保険証券(注)は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、三井住友海上までお問い合わせください。

(注) 保険契約が復活した場合には、改めて保険証券は発行しません。

(2) 被保険者による解約請求

被保険者が保険契約者以外の方である場合、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者によるこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。

- ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合

- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に次のいずれかに該当する行為があった場合
 - 三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が三井住友海上に解約を求めることができます。その際は被保険者ご本人であることを証明する書類等が必要となります。

(3) ご契約および特約の終了

注意喚起情報のご説明「7.解約・解除・失効等返れい金」(8ページ)をご参照ください。

(4) 被保険者が亡くなられた場合

被保険者が亡くなられた場合には、ご契約は終了し、返れい金をお支払いすることがあります。補償期間が長期にわたる商品ですので、被保険者のご家族または相続人となられる方に対し、万一の場合には、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までご連絡いただくようあらかじめご説明ください。

3.保険金をお支払いする場合に該当したときの手続き

- (1) 保険金をお支払いする場合に該当したときには、遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までご連絡ください。保険金請求の手續について詳しくご案内いたします。
- (2) 遅滞なくご連絡がなかった場合や書類に事実と異なることを記載したなどにより三井住友海上が損害を被ったときは、その損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (3) 保険金の請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、下記の「保険金の請求時にご提出いただく書類」のうち、三井住友海上が求めるものをご提出いただけます。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上にご相談ください。
 - 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。
 - 要介護状態等の内容または程度に応じて下表の書類以外のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金の請求時にご提出いただく書類	
	書類の例
三井住友海上所定の保険金請求書	保険金請求書
三井住友海上が要介護状態等の発生有無、保険金をお支払いしない場合に該当する事実の有無、要介護状態等の程度を確認するために必要な書類	診断書、要介護状態報告書、公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類*、同意書等 *公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請書類(写)、要介護認定等の通知書等
被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証(写)、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、保険金の請求に関する事情報告書等

(4) 代理請求人制度

要介護状態となった場合等、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、三井住友海上の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご覧ください。)が保険金の請求を行うことができます。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

(5) 三井住友海上は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1)「(3)保険金の請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由の発生有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他三井住友海上がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、三井住友海上は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

(6) 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。なお、保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

4.公的介護保険制度の改正等の場合の取扱い

保険期間の途中において、公的介護保険制度の改正等が行われた場合で、三井住友海上が保険金の支払事由に重大な影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て保険金の支払事由を変更する場合があります。

(注) 上記でいう公的介護保険制度とは2014年2月時点の公的介護保険制度を指すものであり、将来、制度が変更された場合には上記表現があてはまらなくなることがあります。

5.個人情報の取扱いについて

パナファミリー傷害保険の重要事項のご説明13～14ページをご参照ください。

6.主な保険金・特約一覧

ご契約の条件によってお支払いする主な保険金は次のとおりです。

なお、ご契約の内容は、普通保険約款およびセットされる特約によって定まります。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点についてはパナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上までお問い合わせください。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償	介護基本保険金・介護特約	契約概要のご説明の「1.(2) 補償内容 保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額」(5ページ)をご参照ください。		次のいずれかに該当する事由により生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ●戦争・暴動および核燃料物質・放射能による事故 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群・腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ●自動車等の無資格運転または酒気帯び運転等 ●麻薬・あへん・大麻または覚せい剤等の使用 ●アルコール依存・薬物依存または薬物乱用 ●先天性異常 等
	介護一時金・介護特約			
オプション補償	軽度介護一時金・軽度介護一時金支払特約(介護特約用)	契約概要のご説明の「1.(3) セットできる主な特約およびその概要」(6ページ)をご参照ください。		【ご注意】 保険責任の始期(補償の開始時期)*1より前に発病した病気(発病時期は医師の診断*2によります。)または発生した事故によるケガによって保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。ただし、保険責任の始期(補償の開始時期)*1から2年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いすることがあります。 *1 保険料をお払込みいただけなかったことにより失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。 *2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

用語の説明

	用語	説明
㊦行	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が医師である場合は、これらの方以外の医師をいいます。
㊦行	解除	保険会社から保険契約を途中で終了させることをいいます。
	解約	保険契約者から保険契約を途中で終了させる旨お申し出いただくことをいいます。
	危険	保険金支払事由の原因の発生の可能性をいいます。
	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
	告知義務	保険契約の締結に際し、三井住友海上が危険に関する重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
㊦行	始期日	保険期間の初日をいいます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	初回保険料	保険料を分割して払い込む場合の、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。

	用語	説明
㊦行	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)
	親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。
	生計を共にする	主に、同一人の収入により生活を維持している状態を指します。
㊦行	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、いずれも積立保険を含みます。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
㊦行	認知症	正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
㊦行	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。 ※ただし、代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含めません。
	被保険者	この保険契約により補償の対象となる方で、保険証券に記載された方をいいます。
	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	復活	保険契約が失効した場合において、補償が再開することをいいます。
	フランチャイズ期間	所定の要介護状態または軽度要介護状態が一定期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いしますが、その一定期間のことをいいます。
	分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。
	返れい金	ご契約の解約・解除時または失効時等に、保険会社から保険契約者にお支払いする金銭をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される要介護状態等が生じた場合に三井住友海上がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、三井住友海上がお支払いする保険金の額をいいます。
	保険契約者	三井住友海上にこの保険契約の申込みをする方であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる方をいいます。
	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
	保険申込書	三井住友海上にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて三井住友海上に払い込むべき金銭をいいます。
	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。団体扱契約、集団扱契約の場合は、あらかじめ団体や集団との間で定められた所定の期日等によります。